

大規模多数利用建築物等耐震化助成制度の補助対象者について

県では、「大規模多数利用建築物等耐震化助成事業」により、耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して補助を行う市町を支援しています。
市町が補助を実施するかどうかは、各市町の判断によります。

補助対象者

耐震診断義務付け対象建築物の所有者のうち、自己負担で対応が可能な大企業及び国又は地方公共団体の支援のある公的法人を除いた事業者とする。

1) 大企業の定義

下表に掲げる「資本金の額」及び「従業員数」のいずれにも該当しない会社又は個人を大企業とします。

業 種	資本金の額	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下

大企業から単独で50%以上の出資を受けている会社は大企業とみなします。
農業、林業、漁業、金融・保険業を主たる事業とする会社又は個人は補助対象外となります。

2) 公的法人の定義

独立行政法人、国立大学法人及び地方自治法において地方自治体の調査の対象となる法人及びそれに準ずる次の法人とします。

ア 地方自治体の調査の対象となる法人

地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人

地方公共団体が資本金等の1/2以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人（公益法人含む）並びに株式会社 等

イ 地方自治体の調査の対象となる法人に準ずる法人

国が資本金等の1/2以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人（公益法人含む）並びに株式会社 等